

## 箕面市立総合運動場の管理運営に係る協定書の一部を変更する協定書

箕面市教育委員会（以下「甲」という。）とみのおNEXT スポーツコミュニティパートナーズ（以下「乙」という。）とは、次のとおり箕面市立総合運動場の管理運営に係る協定書等を締結しているが、その一部を変更するため本変更協定を締結するものとする。

- ① 令和4年（2022年）11月18日付け  
箕面市立総合運動場の管理運営に係る協定書
- ② 令和5年（2023年）3月29日付け  
箕面市立総合運動場の管理運営に係る協定書の一部を変更する協定書
- ③ 令和6年（2024年）2月19日付け  
箕面市立総合運動場の管理運営に係る変更協定書の一部を変更する協定書

「箕面市立総合運動場の管理運営に係る協定書」の第22条及び第26条第1項を次のように改める。

### （重要事項の変更の届出）

第22条 乙の代表団体及び構成団体は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、条例第6条の規定により10日以内に甲に届け出なければならない。

- (1) 法人の名称
- (2) 法人の所在地
- (3) 法人の定款その他これに類する書類
- (4) 法人の役員
- (5) 法人の登記事項証明書その他これに類する書類の記載事項

### （指定管理料）

第26条 甲は、総合運動場の管理運営に係る経費として、次の表に定める指定管理料を乙に支払う。

期 間	指定管理料（税抜金額）
令和5年4月1日～令和6年3月31日	年額 78,181,818円
令和6年4月1日～令和8年3月31日	年額 84,118,181円
令和8年4月1日～令和15年3月31日	年額 87,248,181円

この協定書は、令和8年4月1日よりその効力を発するものとする。  
一本変更協定の締結を証するため、本書を5通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年（2026年）3月 25日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号  
箕面市教育委員会  
教育長 藤 迫 利

乙 みのおNEXT スポーツコミュニティパートナーズ  
代表団体  
大阪 北浜四丁目1番23号  
美津 社  
代表取締役社長 水 野 明

構成団体  
大阪府中央区 1番23号  
ミズノスポーツ 株式会社  
代表取締役 薬 師 寺 洋

構成団体  
大阪府中央区 3番7号  
株式会社サン 大阪  
代表取締役 隆 志

構成団体  
泉佐野 4番10号  
株式会  
代表取 堀 内 泰